

令和 7 年 7 月 会 議

第 25 回 綾 瀬 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

綾 瀬 市 農 業 委 員 会

開 催 年 月 日 令和7年7月25日(金)

開 催 の 場 所 議会棟全員協議会室

出 席 委 員

議席番号 1 番	森 山 謙 治	議席番号 9 番	金 子 美登里
議席番号 2 番	比留川 賢 次	議席番号 10 番	橋 本 久 男
議席番号 3 番	笠 間 保 一	議席番号 11 番	大 塚 秀 一
議席番号 4 番	比留川 義 昭	議席番号 12 番	宇 野 政 信
議席番号 6 番	内 田 直 彌	議席番号 13 番	早 川 新 市
議席番号 8 番	木 村 寛	議席番号 14 番	古 塩 貞 夫

欠 席 委 員

議席番号 7 番 早 川 晴 子

出 席 推 進 委 員

第1地区担当 山 田 英 毅 第2地区担当 峯 山 健 吾

欠 席 推 進 委 員

第3地区担当 志 澤 輝 彦

傍 聴 人 0 名

提 出 し た 議 案

議案第 14 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 15 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 16 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 17 号	農用地利用集積等促進計画の決定について
議案第 18 号	引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
議案第 19 号	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
報告第 4 号	専決処分等について

議決事件及賛否の数	別紙記載のとおり
議 事 の 要 領	綾瀬市農業委員会会議規則による
採 決 の 要 領	綾瀬市農業委員会会議規則による

事務局職員出席者

事 務 局 長	中 西 忠 彦
次 長	鈴 木 武 志
主 幹	古 賀 治 美
主 査	小 室 洋 史
主 事	鈴 木 美 咲

9 時 30 分 開 会

○議長（古塩 貞夫君）《挨拶》

ただ今より令和 7 年 7 月、第 25 回綾瀬市農業委員会総会を開会いたします。

本日、委員 7 番早川 晴子委員、第 3 地区志澤推進委員におかれましては、所用のため、欠席の報告をいただいております。したがって、現在の出席委員は 12 名、推進委員は 2 名でございます。定足数であります。在任委員の過半数に達しておりますのでご報告いたします。

次に 3、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員につきましては、申し合わせによりまして私から指名をいたします。本日は、12 番宇野委員、13 番早川 新市委員のご両名をお願い申し上げます。

次に 4、会務の報告をいたします。事務局より報告願います。

○事務局（古賀主幹）それでは、皆様のお手元に配布してございます資料の確認をさせていただきますと思います。事前に配布させていただきました総会議案書、農地法第 4 条に係る資料 1、農地法第 5 条に係る資料 2 協議会資料のほか、本日皆様の机の上に、諸般の報告、農政時報をお配りしておりますのでご確認をお願いいたします。諸般の状況報告及び今後の予定でございます。前回の総会日以降、本日の総会までの報告につきましては、後ほどお目通しいただきたいと存じます。今後の予定について申し上げます。8 月 19 日、審議案件現地調査、市内一円において、第 1 班の委員が出席される予定でございます。同日、令和 7 年 8 月（第 26 回）農業委員会総会議案打合せ、農業委員会事務局において、会長、職務代理が出席される予定でございます。26 日、令和 7 年 8 月（第 26 回）農業委員会総会、議会棟全員協議会室において委員全員が出席の予定でございます。続きまして、会議の集計でございます。総会議案書の 5 ページをご覧ください。審議前に、当日総会分を申し上げます。法第 3 条許可申請 1 件 2,279 平方メートル、法第 4 条許可申請 1 件 265.35 平方メートル、法第 5 条許可申請 1 件 7,797.76 平方メートル、農用地利用集積等促進計画決定 18 件 17,829.26 平方メートル、引き続き農業経営を行っている旨の証明 1 件 5,946 平方メートル、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明 1 件 1,785 平方メートル、法第 4 条届出 2 件 681 平方メートル、法第 5 条届出 1 件 1,024 平方メートル、法第 6 条農地所有適格法人の事業等の報告 1 件 5,221 平方メートル、法第 18 条通知 1 件、1,260 平方メートル、農地法適用除外処分 1 件 175.76 平方メートル、でございます。以上でございます。

○議長(古塩 貞夫君)事務局の報告が終わりました。ただ今より5の議事日程に入ります。本日の議事日程につきましては、総会議案書のとおりです。慎重かつ厳正なるご審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。また、会議の進行に当たりましても、特段のご協力を賜りますよう併せてお願いいたします。

それでは、日程第1号、議案第14号、農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号5番について、議題といたします。事務局より説明願います。

○事務局(古賀主幹)総会議案書6ページから8ページをご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号5番でございます。申請地は

■外2筆、地目畑、現況畑、地積合計2,279平方メートルでございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域・農用地内でございます。場所につきましては、7ページから8ページをご参照願います。申請理由は、農業経営の拡大を図るためとのことでございます。権利の種類は、所有権の移転でございます。譲受人は、千葉県香取市において自作の畑10,418平方メートルを耕作し農業経営を行っており、これらの農地全てが耕作されていることを確認済みでございます。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター等を保有しており、農業従事者は、本人及び従業員計5名、従事日数は300日です。したがって、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しておりません。以上でございます。

○議長(古塩 貞夫君)事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第4班の代表が地域の担当委員でもあります。併せて報告を願います。13番 早川 新市委員

○13番(早川 新市君)本件について、7月18日、第4班私のほか、大塚委員、宇野委員と事務局3名の計6名で、現地調査をいたしました。なお、本日の審議案件につきましては、全て同日、同メンバーで現地調査を行いましたのでご報告いたします。

今回の許可申請地は、■外2筆、合計2,279平方メートルです。現地は耕うん状態で、農地として適正に管理されていまして、今回の許可申請事案につきまして第4班といたしましては、許可妥当と判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農地法第 3 条の規定による許可申請について、整理番号 5 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可されました。

次に、日程第 2 号、議案第 15 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、整理番号 1 番を議題といたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 10 ページ、11 ページをご覧ください。

議案第 15 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、整理番号 1 番でございます。申請人は記載のとおりです。申請地は■■■■■、地目畑、地積 3,001 平方メートルのうち 265.35 平方メートルでございます。場所につきましては、11 ページをご参照願います。転用目的は駐車場、転用理由は、■■■■■の関係者が■■■■■の際に使用する駐車場確保のためとのことでございます。土地利用計画につきましては、別冊で配布してございます資料 1 に申請図面等でお示ししてございますので、そちらをご覧いただきたいと存じます。この転用に伴います工事の概要は、碎石舗装で駐車場出入口のみアスファルト舗装します。工期は 31 日間でございます。周辺への防除対策といたしましては、敷地の周囲をブロック 3 段もしくは 5 段で囲み、高さ 80 センチまたは 50 センチのメッシュフェンスを設置します。雨水は地下浸透の敷地内処理とします。敷地内にて自然浸透するため隣接する農地への影響はありません。土はブロックで囲うことにより流出を防除します。立地要件は神奈川県で定めております転用許可基準による第 2 種農地に該当し、転用許可できる農地であります。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 4 班の代表の委員より報告を願います。 13 番 早川 新市委員

○13 番（早川 新市君）今回の許可申請地、■■■■■、265.35 平方メートルにつきましては、耕うん状態で、適正な管理が行われている農地です。今回の許可申請につきましては、第 2 種農地に該当し転用可能な農地であります。これらのことから第 4 班として、転用はやむを得ないと判断いたします。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この事案については、申請人に参考人と

して出席を求めています。ただ今より、参考人に議場に入っていただきます。

(参考人着席)

○議長（古塩 貞夫君）参考人に申し上げます。本日は、綾瀬市農業委員会会議の席に、参考人としてご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、私から参考人に次の6点についてお尋ねいたします。

- 1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について
- 2 土地利用計画及び施設概要について
- 3 転用計画と周辺への防除対策等について
- 4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について
- 5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について
- 6 施設の管理計画について

以上を自己紹介と併せて、ご説明をお願いいたします。

(参考人 答弁)

○参考人（[REDACTED] 君）申請人[REDACTED]の代理人、行政書士の[REDACTED]と申します。よろしくお願いいたします。質問いただきました事項についてご説明いたします。

1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について、申請者[REDACTED]は、[REDACTED]の[REDACTED]を務めております。[REDACTED]へは多くの方に訪れていただいておりますが、特に[REDACTED]、[REDACTED]には、[REDACTED]、参加者が自動車が多く訪れ、周辺道路で渋滞が発生し、周辺住民や道路利用者の方々に大変ご迷惑をおかけしております。そのため改善策として、[REDACTED]に隣接して10台駐車でき、申請者所有ということで、本件の申請地が最適であると計画を立てました。

2 土地利用計画及び施設概要について、申請地は地目畑で3,001平方メートルありますが、そのうち北東部の道路に面した265.35平方メートルを駐車場にする計画です。駐車場は砂利敷きで周囲をブロック積みで囲い、西、南は3段積み、隣接道路東側と北側は5段積みにし、メッシュフェンスで囲い、特に周辺への影響が出ないようにいたします。雨水は、砂利ですので自然浸透とし、ブロックで囲うことで、周辺への影響が及ばないようにいたします。スロープ部分、28.5平方メートルはコンクリートにいたします。100分の12の傾斜、角度として6.8度ですので、雨水は隣接道路の側溝へ流します。

3 転用計画と周辺の防除対策について、駐車場の周辺はブロックで囲い、周辺への影響

が出ないように対策いたします。工事期間中も周辺に影響出ないように注意を払い、工事を行ってまいります。

4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について、工期ですが、許可をいただきましてから、予備日を入れて31日間で作業をいたします。安全対策はトラックの出入りはしっかりと警備を行います。

5 隣接耕作者と周辺への説明状況について、隣接する耕作者には駐車場工事で、トラックなどの出入りがあることを、説明させていただいております。具体的な工期が決まり次第、連絡することとなっております。

6 施設の管理計画について、神社の隣接地ですので、異常がないか見回りを行い、何かおきた場合でも、すぐに対応できるようになっております。特にブロック・砂利等が、車の出入りで流出していないか確認をいたします。駐車場利用者にも、神社関係者にも注意を促します。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。私からの質問は、以上です。

次に、委員からの質問にお答えください。それではこの件について、参考人に質疑がありましたらご発言をお願いいたします。参考人に対します質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）質疑がないようですので、参考人に対します質問は、以上といたします。それでは参考人に申し上げます。本日は大変お忙しいところ、綾瀬市農業委員会会議の席にご出席いただきまして、ありがとうございました。申請されましたこの案件につきましては、さらに慎重審議いたしまして、意見決定したいと考えております。以上をもってご退席いただきます。ありがとうございました。

（参考人退席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人が退席いたしました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。 3 番 笠間委員

○3 番（笠間 保一君）本件について地元委員として発言いたします。7月17日、現地確認を行い、代理人に面会してまいりました。申請地は、XXXXXXXXXX境内地に隣接した土地であります。神社では以前から行事を行う際、駐車場が不足しておりましたので、転用し、役員用の駐車場にしたいとのことでした。地元委員としては、農地が減少することは残念な思いですが、隣接農地は自己所有地であり、第2種農地に該当し転用可能であることから、転用はやむを得ないと思います。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。 6 番 内田委員

○6 番（内田 直彌君）265.35 平方メートルで、駐車場台数は何台ぐらいの計画ですか。

○議長（古塩 貞夫君）事務局

○事務局（小室主査）乗用車 10 台の計画でございます。

○議長（古塩 貞夫君）他に、意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第 4 条の規定による許可申請、整理番号 1 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可相当とし、常設審議委員会へ報告することといたします。

次に、同じく、農地法第 5 条の規定による許可申請について、整理番号 6 番を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 12 ページから 14 ページをご覧ください。農地法第 5 条の規定による許可申請について、整理番号 6 番でございます。申請地は[REDACTED]外 15 筆、地目畑、現況畑、地積合計 7,797.76 平方メートルでございます。転用目的は駐車場及び車両置場でございます。転用理由は事業拡大のためとのことでございます。権利の種類につきましては賃借権の設定、農地の区分につきましては第 2 種農地でございます。場所につきましては、14 ページの案内図をご参照願います。また、資料 2 に申請図面等を配布してございますので、併せてご参照願います。この転用に伴います工事の概要は、敷地内をアスファルトで舗装します。雨水対策として雨水トレンチ、雨水浸透施設を設置します。周囲はコンクリートブロックを 3 段積み、網状のフェンスを設置するため、近隣農地の通風と採光には影響がありません。市道 1059 号線が事業地内にありますが、市の道路管理課より、市道の上に工作物を設置しなければそのまま使用してよいとの許可を受けております。この市道は農地の中にあり、もともと通行する人や車両はなく、事業地内で行き止まりとなっており、事業地内にあっても通行に支障が出ることはありません。土地利用計画につきましては、資料 9 ページをご参照ください。工期は資料 10 ページのとおり許可日から 150 日でございます。立地要件は神奈川県で定めております転用許可基準による第 2 種農地に該当し、転用許可できる農地であります。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第4班の代表の委員より報告をお願いします。 13番 早川 新市委員

○13番（早川 新市君）今回の許可申請地、[REDACTED]外15筆、7,797.76平方メートルにつきましては、耕うん状態であり、適正な管理が行われている農地です。今回の許可申請時につきましては、第2種農地に該当し、転用可能な農地であります。これらのことから第4班として、転用はやむを得ないと判断いたします。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この事案については、申請人に参考人として出席を求めています。ただ今より、参考人に議場に入ってください。

（参考人着席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人に申し上げます。参考人に申し上げます。本日は、綾瀬市農業委員会会議の席に、参考人としてご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。それでは、私から参考人に次の6点についてお尋ねいたします。

- 1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について
- 2 土地利用計画及び施設概要について
- 3 転用計画と周辺への防除対策等について
- 4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について
- 5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について
- 6 施設の管理計画について

以上を自己紹介と併せて、ご説明をお願いいたします。

（参考人 答弁）

○参考人（[REDACTED] 君）今回5条申請の代理人を務めています[REDACTED]の[REDACTED]と申します。よろしくお願いいたします。

○参考人（[REDACTED] 君）私のほうは[REDACTED]ですけれども、今回のテナントさんの移転先をコーディネートして、オーナーさんへの事業提案をして、進めている[REDACTED]の[REDACTED]と申しますよろしくお願いいたします。

○参考人（[REDACTED] 君）1番、転用を行う理由等について、申請者は、静岡県の[REDACTED]に本社があり、神奈川営業所のほかに3営業所を設け、各拠点を結び、東海圏から関東圏全域にかけて車両輸送事業を行っている会社です。現在倉見にある、神奈川営業所にて利用している賃貸の駐車場を令和8年春までに明け渡

してほしいというお話がありましたので、今回の転用計画は輸送車両、保管車両を申請地に移動配置し、円滑な輸送事業を継続していくために、計画したものです。この地の選定理由は、現地は綾瀬スマートインターチェンジ、寒川北インターチェンジの近接に位置しており、交通渋滞の回避ができ、利便性に優れています。また、倉見にある神奈川営業所から3キロのため、防犯管理の上でも優れており、騒音等で近隣に迷惑をかけることはありませんので、当該地を選定いたしました。

2番、土地利用計画等について、周囲にコンクリートブロック擁壁を設置し、土砂、雨水等の流出を防止いたします。場内は、アスファルト舗装にて施工をします。雨水について、1時間当たり51ミリを雨量計算に基づき、浸透施設にて処理します。場内照明等について、夜間の防犯管理をする上で必要最低限の灯数とし、隣接する農地への影響が及ばぬように、投射方向を考慮し設置します。計画車両は輸送車両16台、大型11台、中型5台、従業員車両16台、積載車両294台、ほかに転回スペース、通路等を設け計画しております。

3番、転用計画と周辺への防除対策について、周囲にフェンスを設置し、ごみの飛散等を防止いたします。

4番、工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について、令和7年10月1日から令和8年2月28日の5か月間を工事期間とし、工事中は、外周にネットを設置し、外部からの侵入を防止し工事中の雨水については、素掘り側溝等を設け、場内にて処理いたします。また、粉塵等が多い日は散水します。

5番、隣接耕作者との説明について、隣接にある農地耕作者の方にすでに周知しており、同意を得ております。

6番、施設の管理計画について、駐車場入り口部分に停止線を設け、車両の出入りに関しては、安全に配慮いたします。また、保管車両等は、防犯上、フェンスの高さ1700ミリメートルから1800ミリメートルにて外部からの侵入を防止してまいります。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。私からの質問は、以上です。

次に、委員からの質問にお答えください。それでは、この件について、参考人に、質疑がありましたらご発言をお願いいたします。参考人に対します質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）質疑がないようですので、参考人に対します質問は、以上といたします。それでは、参考人に申し上げます。本日は、大変お忙しいところ、綾瀬市農業委員会会議の席に、ご出席いただきまして、ありがとうございました。

申請されましたこの案件につきましては、さらに慎重審議いたしまして、意見決定したいと考えております。以上をもってご退席いただきます。ありがとうございました。

(参考人退席)

○議長（古塩 貞夫君）本件についての地域の担当委員は私でございますので、発言をさせていただきます。

○14 番（古塩 貞夫君）この申請地は、私の自宅の近くですけど、地権者は■■■■さんほか4名となっております。このうちの3名が農業に従事しておりません。最近は大分畑も荒らされているような状況が続いておりました。いずれにしても、今後、農業を続ける状況にはない状況です。農地が減るのはやむを得ないです。これだけの広いところを、たぶん今後何年か、管理できないような状況ですね、いずれ2、3年後には、このままいったら、雑草地になってしまうような場所です。農地としては管理されておりましたので、転用もやむを得ないかなと思います。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

8 番 木村委員

○8 番（木村 寛君）ここの出入口っていうのは、■■■■の所ですか。

○議長（古塩 貞夫君）事務局。

○事務局（小室主査）出入口ですけども、別冊の資料2をご覧ください。あと、議案の14 ページ、そちらの地図を合わせてご覧いただきたいです。まず、別冊の資料2、9 ページの左下の部分、下の部分に出入口がございます。こちらが大きな道路に面している所です。こちらが出入口です。議案の14 ページを見ていただきますと、今回の転用の部分が斜線で表現されています。左側の道路に面した四角の部分、■■■■の下ぐらいがここはすでに転用されている農地ですので、ここの部分も事業計画の中に入っております。出入口については、すでに、転用が済んでいる農地を利用します。ほかの転用されていない所を今回転用する申請の内容になっております。

○議長（古塩 貞夫君）他に、意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号6番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。挙手全員であります。よって、本件は申請

のとおり許可相当とし、常設審議委員会へ報告することといたします。

次に、日程第４号、議案第１７号、農用地利用集積等促進計画の決定についてを議題といたします。初めに新規の促進計画である整理番号４３番及び４４番を審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書１６ページ、１７ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号４３番及び４４番でございます。農地中間管理権の設定をする者は記載のとおりでございます。賃借人の耕作面積は１１,２０３平方メートル、設定する土地は[REDACTED]外１筆、地目畑、地積合計１,７１８平方メートルでございます。権利の種類は、賃貸借権、存続期間は、令和７年１０月１日から令和１０年９月３０日までの３年間でございます。利用目的は果樹、設定初年は令和７年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地外で地域計画外でございます。場所につきましては、１７ページの案内図をご参照願います。賃貸人は、農業経営を行っておらず、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。賃借人の状況でございますが、相模原市において自作の畑２,０７１平方メートル、利用集積による畑２,９４１平方メートル、綾瀬市において１,０１７平方メートル、樹園３,３７９平方メートル、利用集積による畑１,７９５平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、防除機等を保有しており、農業従事者は本人１名で、従事日数は２５０日でございます。以上により、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第４班の代表の委員より報告を願います。 １３番 早川 新市委員

○１３番（早川 新市君）現地の状況は、耕うん状態で、農地として適正に管理されていきました。第４班といたしましては、今回の利用集積が問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地確認をしていただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。 第２地区 峯山 推進委員

○第２地区（峯山 健吾君）本日審議がなされております。農用地利用集積計画決定議案について、第４班と同行する予定でしたが、同行できずに、事務局と２人で現地調査を行ったことをご報告させていただきます。現地の状況は第４班の代表委員が述べられたとおり

の状態で、農地としては適正に管理されていたことと判断いたしました。以上のことを踏まえまして、利用集積の決定は妥当であると考えます。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 43 番及び 44 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に同じく農用地利用集積等促進計画の決定について、継続の促進計画である整理番号 45 番から 60 番まで、一括して審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 18 ページから 33 ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 45 番から 60 番まででございます。農地中間管理権の設定をする者及び設定する土地等は記載のとおりでございます。各借人の状況につきましては、別紙の借人情報をご覧ください。場所につきましては、各案内図をご参照願います。各貸人は、農地の管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。全ての農地において、適切に管理されていることを事務局で現地確認しております。以上により、全ての議案において、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。これらの件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 45 番から 60 番までについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、全て原案のとおり可決されました。

次に、日程第5号、議案第18号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを議題といたします。整理番号2番について審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書34ページ、35ページをご覧ください。引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、整理番号2番でございます。申請人は記載のとおりでございます。申請地は[]外5筆、地目畑、地積合計5,946平方メートルでございます。内容といたしましては、租税特別措置法 第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。引き続き農業経営を行っている期間は、令和4年8月26日から令和7年7月25日まで、相続開始年月日は、平成18年11月27日で、今回が6回目の証明願でございます。場所につきましては、35ページの案内図をご参照願います。申請人は[]歳、耕運機、防除機等を保有しており、農業従事者は、本人、妻、の2名で、従事日数は150日でございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第4班の代表の委員より報告を願います。 13番 早川 新市委員

○13番（早川 新市君）申請地は、[]番地外5筆合計5,946平方メートル。[]、[]、[]はハウスも耕うんされており、[]、[]、[]は、里芋、ネギが作付けされており、それ以外は耕うん状態でした。申請地は、意欲的に農業経営に取り組み農地として適正に管理されていると認められましたので、第4班といたしまして、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行は問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当員として補足する事項等がありましたらご発言願います。 8番 木村委員

○8番（木村 寛君）地域の担当委員として申し上げます。7月17日に、現地の確認と、[]さんとお会いしてお話をしてまいりました。現在[]歳ということですが、相続以来、20年農業経営を行ってきたということで、まだまだ健康なので、引き続き、農業を行っていきたいとお話しされておりました。以上のことで、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行については、問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言願います。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君) 意見なしと認めます。これより採決いたします。引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、整理番号2番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。挙手全員であります。よって、願出のとおり証明することに決定されました。

次に、日程第6号、議案第19号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてを議題といたします。整理番号4番について審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局(古賀主幹) 総会議案書36ページ、37ページをご覧ください。議案第19号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、整理番号4番でございます。申出人である、農業の主たる従事者及び申出者は記載のとおりでございます。買取り申出生産緑地は、XXXXXXXXXX外1筆、地目畑、地積合計1,785平方メートルでございます。内容といたしましては、生産緑地の買取り申出を行うに当たり必要となる、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者である旨の証明でございます。買取り申出事由といたしまして、農業の主たる従事者の死亡、買取り申出事由が生じた年月日は、令和7年3月7日でございます。当該生産緑地は主たる従事者が生前、年間90日ほど耕作をされていたとの申し出でございます。場所につきましては、37ページの案内図をご参照願います。以上でございます。

○議長(古塩 貞夫君) 事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第4班の代表の委員より報告を願います。 13番 早川 新市委員

○13番(早川 新市君) 申請地は、XXXXXXXXXX外1筆、合計1,785平方メートルです。一部、柿、梅が栽培され、それ以外は耕うん状態でした。農地として適正に維持管理されていると認められましたので、第4班といたしましては、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、問題はないと判断しました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。 4番 比留川 義昭委員

○4番(比留川 義昭君) 議案第19号整理番号4番の生産緑地に係る農業主たる従事者についての証明願につきまして、地元委員として発言させていただきます。生前、申出人が

耕運機で耕うんし、適正に維持管理されていたことを確認しております。地元委員としては、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願の発行に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言願います。 6 番 内田委員

○6 番（内田 直彌君）従事者の死亡って書いてあるんですけど、この人いくつくらいの人でしょうか。

○4 番（比留川 義昭君） だと思います。元農業委員会会長をやっていた人です。

○議長（古塩 貞夫君）他に、意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、整理番号 4 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は願い出のとおり、証明することに決定されました。

次に、日程第 7 号、報告第 4 号、専決処分等についてを、議題といたします。事務局長より報告願います。

○事務局長（中西事務局長）それでは、議案書の 38 ページから 42 ページをご覧ください。日程第 7 号報告第 4 号専決処分等についてでございます。本件につきまして、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出 2 件、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出 1 件、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知 1 件、農地法第 6 条第 1 項の規定に基づく農地所有適格法人の事業等の報告 1 件、農地法適用除外処分 1 件がございました。綾瀬市農業委員会事務局の設置、組織等に関する規程第 8 条第 1 項第 1 号により、事務局長において専決処分をいたしましたので、同条第 3 項及び第 10 条の規定によりご報告いたします。議案書の 38 ページをご覧ください。農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出 2 件でございます。転用の内容整理番号 1 番は駐車場、整理番号 2 番は資材置場で、地積合計 681 平方メートルでございます。議案書の 39 ページをご覧ください。農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出 1 件でございます。整理番号 13 番でございます。転用の内容は駐車場、地積合計 1,024 平方メートルでございます。次に議案書 40 ページをご覧ください。農地法第

18 条第 6 項の規定による通知 1 件でございます。整理番号 3 番でございます。内容としては、農業経営基盤強化促進法の定めによって設定された利用権について、合意解約されたことから、農業委員会に対し通知があったものでございます。なお、合意解約の日、都市計画区域等は記載のとおりでございます。次に議案書 41 ページをご覧ください。農地法第 6 条第 1 項の規定に基づく農地所有適格法人の事業等の報告 1 件でございます。農地所有適格法人は、毎年、事業年度終了後、事業の状況について農業委員会に報告することとなっております。1 は、「法人の概要」でございます。代表者氏名、及び所在地は記載の通りでございます。経営面積は、8,491 平方メートルでございます。2 の事業の種類等ですが、「生産する農畜産物」は、露地野菜で売上高は、令和 6 年の実績で 4,349,348 円でございます。3 の利用権の設定を受けた農地は、記載の通りで、地積合計 5,221 平方メートルでございます。次に 42 ページをご覧ください。4 の農地法適用除外処分でございます。整理番号 1 番でございます。賃貸人、賃借人、届出地は記載のとおりでございます。地目畑、地積 989 平方メートルのうち 175.76 平方メートル、転用目的は、令和 6 年度農村振興総合整備事業早川春日原地区道路改良工事、適用除外条項は、農地法第 5 条第 1 項第 1 号及び農地法施行規則第 25 条、使用貸借権の設定でございます。以上、専決処分等の報告といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）事務局長の報告が終わりました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これをもちまして、報告第 4 号専決処分等についてを終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程のすべてを終了しました。

これをもちまして、令和 7 年 7 月第 25 回綾瀬市農業委員会総会を閉会といたします。

10 時 26 分 閉 会